

放棄した債権の報告について

1 報告件名

美術館・自動火災報知設備等消防設備保守点検委託の契約解除に伴う違約金の債権放棄

2 債権放棄の経緯

- (1) 板橋区立美術館の自動火災報知設備等消防設備について、消防法施行規則第31条の6（平成25年4月1日現在）に基づき保守点検を行うことを内容とした委託契約を締結（平成25年4月1日契約締結）した。
- (2) 平成26年2月より請負事業者と連絡がとれなくなったことにより、平成26年2月24日付で契約を解除した。
- (3) 平成26年2月下旬より、請負事業者に対し、債務についての通知文を郵送して連絡を繰り返し試みたが、反応は得られなかった。
- (4) 令和6年3月20日に消滅時効に係る時効期間が満了した。
- (5) 令和6年6月に法人の履歴事項全部証明書に記載の代表取締役の住所地のある自治体に対し、住民票（除票）の写しを公用請求したところ、平成27年1月26日に代表取締役が死亡していたことが判明した。
- (6) 債務者が時効を援用するかどうかの意思確認をできないため、債権回収は不可能であると判断し、債権を放棄した。

3 債権の額

金8,100円

4 放棄決定日

令和6年12月3日

5 根拠法令

東京都板橋区債権管理条例第16条第1項第6号